

郡山市上下水道局競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱

令和7年3月31日制定
令和8年3月31日最終改正
[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が発注する工事等、物品調達、業務委託及び建物等の修繕の契約（以下「局発注業務」という。）の適正な履行を確保するため、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）第7条第1項に規定する有資格業者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長が有資格業者、その下請負人又は当該有資格業者を構成員とする共同企業体に対し、郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年4月1日制定。以下「要綱」という。）第3条及び第4条の規定による指名停止の措置、要綱第5条第5項の規定による指名停止の措置を行う期間（以下「指名停止期間」という。）の変更の措置又は要綱第5条第6項の規定による指名停止の解除の措置並びにこれらの措置に係る要綱第9条第3項及び第5項の規定による通知及び要綱第14条の規定による公表を行ったときは、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が要綱の例により指名停止等の措置を行ったものとみなす。

2 管理者は、前項の規定により指名停止の措置を行ったものとみなされた有資格業者又は当該有資格業者を構成員とする共同企業体を指名競争入札において現に指名しているときは、これを取り消すものとする。

(下請負の禁止)

第3条 管理者は、指名停止期間中の有資格業者が、局発注業務を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(随意契約の相手方の制限)

第4条 管理者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ郡山市上下水道局契約審査会規程（昭和51年郡山市水道局規程第6号）第1条の規定により設置された郡山市上下水道局契約審査会の承認を受けたときはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新要綱の施行の日以前に行った旧要綱に基づく指名停止の措置は、なおその効力を有する。